

公園のチカラLAB 編集室調べ／首都圏・中京圏・関西圏の公園約300か所実態調査

本当に子どもが遊べなくなっている？公園の禁止事項の問題とは ～加速させよう、公園でのボール遊びのすみ分け～

公園の禁止事項については過去に調査があったが、改めて現場の事情に即して考えるために、「公園は禁止の看板だらけで子どもが遊べる場所ではなくなっている」とSNSではよく話題になっています。新聞の社会面やビジネス誌で取り上げられることも珍しくありません。本当に公園は子どもが遊べる場所ではなくなっているのでしょうか？公園で禁止されている事柄があることは何が問題なのでしょう？

公園の利用促進に関する情報発信を行っている公園のチカラLABでは、その真偽と実態を調べるために約300か所の公園を調査して、分析・レポートいたします。

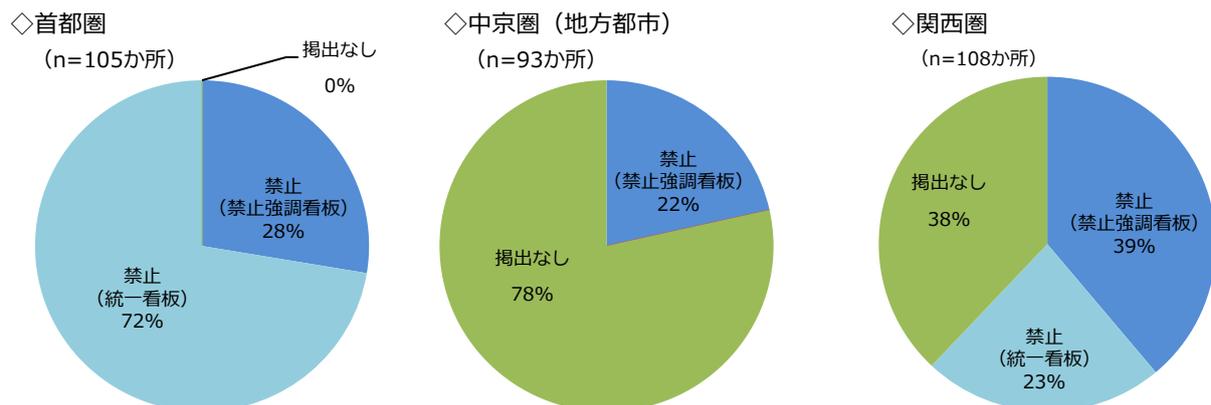
■調査とその結果：“遊べない公園”は都市部の問題

公園の禁止事項については過去に調査がありましたが、公園のチカラLABでは改めて合計306か所の実地調査をおこないました。全国3つのエリアから子育てに人気のあるエリアの公園を約100か所ずつ抽出し、公園の立地や、実際に掲げられている禁止看板の種類や文言、禁止内容を分類・集計してみました。また調査対象の公園は子どもにとって身近な公園、いわゆる街区公園や児童遊園と呼ばれる公園に限定しました。

その結果、公園の禁止事項は近隣からのクレームによって生まれやすく、特に公園と住宅が隣接する都市部で起こりやすい現象だということが分かりました。

調査した中でも顕著なのは、野球・サッカーができない公園が中京圏近郊の地方都市では22%にとどまるのに対し、首都圏では100%、関西圏でも62%にのぼることでした。また首都圏や関西圏では小学生がする野球・サッカーと、乳幼児・幼児が保護者と柔らかいボールを使ってする遊びがひとくくりにされ、画一的にボール遊びが禁止されているところも多くありました。

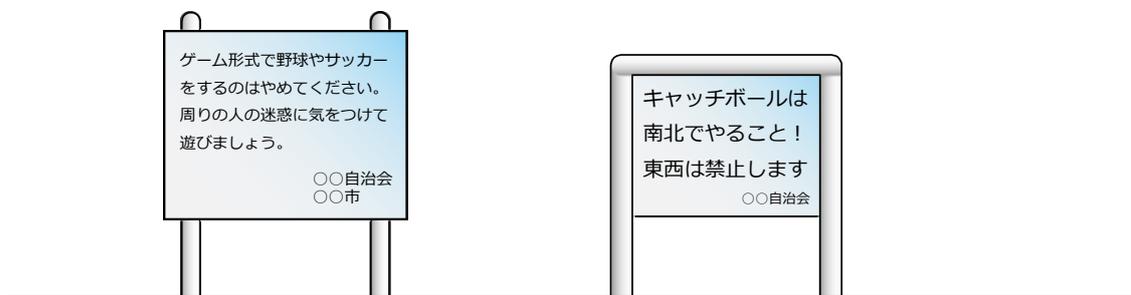
●野球・サッカーを禁止する看板の掲出状況



■ 禁止の原因：他の利用者への配慮と近隣からのクレーム

野球・サッカーが禁止される第一の理由は、都市公園法に基づく条例などで定められている「他の公園利用者の迷惑にならないように利用する」という点に触れるからでしょう。確かに、公園で乳幼児・幼児を遊ばせる保護者やベンチで憩う高齢者にとって、どこから飛んでくるか分からない小中学生が遊ぶ野球やサッカーの勢いのあるボールは恐ろしく、脅威でしかありません。公園を管理する自治体はすべての利用者の安全確保はもちろん、事故があった時の訴訟リスクを避ける意味でも原則禁止にせざるを得ないと思います。

一方で、公園に隣接する住民からのクレームで野球・サッカーが禁止されているという側面もあり、その点でも地域差があります。例えば野球・サッカーの禁止が22%に留まった地方都市では、禁止であっても個別の公園毎に「ゲーム形式の野球・サッカーはダメ」、「キャッチボールは南北方向ですること、東西は禁止」などの子どもの遊びに配慮した言葉になっています。このようなローカルルールは自治会と自治体が連名で掲げている場合が多く、コミュニティがちゃんと機能して、子どものことを考えているなという印象を受けました。



しかし、人口密集地に立地する首都圏や関西圏の都市部の公園では民家や集合住宅が公園に隣接しがちです。また地方の街よりもコミュニティが機能せず、管理する自治体はクレームがあった時の“相談相手”となる自治会などもないに等しいので、苦情対応として画一的な禁止看板を掲出せざるを得ないのだと考えられます。

■ 行政の動向：すでに始まっているキャッチボールができる公園の解禁とすみ分け

こうしたすみ分けについては国や自治体でもすでに推進していく動きがあります。国レベルでは、改正された都市公園法（2018年4月施行）に基づいた国土交通省の資料でボール遊びなどを一律に禁止するのではなく、地域住民とルールを決めていく協議会設置などの仕組みづくりが提言されています（詳細は15ページをご覧ください）。

自治体レベルでは乳幼児・幼児と保護者のボール遊びは禁止から除外していると看板が出ているところがあります。また、小中学生がキャッチボールやパス回しなどのボール遊びができる公園を設定し、使える時間帯などをホームページで告知している市町村も多数存在します。さらに、一部の公園では見守り役や子どもたちへのボールの貸し出し、プレイリーダーとして一緒に遊ぶ大人のボランティアが協力をしている例もあるくらいです（詳細は16～17ページをご覧ください）。



繰り返しになりますが、乳幼児・幼児が保護者と柔らかいボールでの遊びは危険もなく、推奨されるべきだと思いますので「乳幼児・幼児と保護者のボール遊びは可」と公園で明確に掲示して欲しいと思います。また上記のような小中学生がボール遊びをできる公園のすみ分けも、都市部では今後はさらに進めていくべきではないでしょうか。

最後に：皆さんはどう思われますか？

今回の調査では、さまざまな禁止事項や注意書きが公園にあることを改めて実感しました。この禁止事項は必要だなと思ったものもありますが、中にはこれはやり過ぎだなと感じたこともあります。特にひどいと思ったのは「公園で騒がないように、近隣の迷惑を考えましょう」というものでした。子どもが楽しく遊び、自由に身体を動かせば声が出るのは当然ですし、それをうるさいとクレームする人がいるのは驚きです。

皆さんは、公園の禁止事項について、どう思われますか？

公園のチカラLABでは、皆さまの意見や感想、体験談を聞くアンケートを実施して、この問題をさらに考えていきたいと思えます。

ぜひ、皆さんの声をお寄せください。

[アンケートはこちらから](#)

■ 行政の動向：すでに始まっているキャッチボールができる公園の解禁とすみ分け

こうしたすみ分けについては国や自治体でもすでに推進していく動きがある。国レベルでは、改正された都市公園法（2018年4月施行）に基づいた国土交通省の資料でボール遊びなどを一律に禁止するのではなく、地域住民とルールを決めていく協議会設置などの仕組みづくりが提言されている。

自治体レベルでは乳幼児・幼児と保護者のボール遊びは禁止から除外したり、小中学生がキャッチボールやパス回しなどのボール遊びができる公園を設定し、使える時間帯などをホームページで告知している市町村が多数存在する。また、一部の公園では見守り役や子どもたちへのボールの貸し出し、プレイリーダーとして一緒に遊ぶ大人のボランティアが協力をしている例もある。

繰り返しになるが、乳幼児・幼児が保護者と柔らかいボールでの遊びは危険もなく推奨されるべきなので、「乳幼児・幼児と保護者のボール遊びは可」と公園でより明確に掲示されるべきである。また上記のような小中学生ボール遊びができる公園のすみ分けも、都市部では今後はさらに進めていくべきだと考えられる。

■ 提言：子どもの遊ぶ権利を適切に守り、楽しく安全に遊べる公園に

野球・サッカーだけでなく公園の禁止事項は他にもいろいろあるが、利害関係が複雑な現代社会では是非論だけで簡単に結論を出すことは難しい。しかし少なくとも公園で遊ぶ子どもたちの権利は大人が守り、安全で楽しい公園＝遊び環境を提供する必要がある。野球・サッカーに関してはそれぞれのボール遊びに適した公園をすみ分けた上で、結果的にすべての利用者にとって楽しい公園が増えることが期待される。

子どもの遊ぶ権利でいえば、禁止による問題で最も留意すべきは「公園で騒がないように」とする点ではないか。この点については近年話題に上ることが多いが、今回の調査でも都市部の公園の一部でそのような禁止強調看板を確認した。

子どもが楽しく遊び、自由に身体を動かせば声が出るのは当然である。例えば公園が民家に隣接していようと、クレーム対応のみの視点で禁止されるのは問題がある。子どもには遊ぶ権利があり、よほどの事情がない限り、声をあげて遊ぶことを禁止すべきでない。保護者は子どもが小学生になると公園へ一緒にいく機会が少なくなって関心が薄れがちだが、「公園で騒がないように」とする禁止強調看板に疑問を感じたら、公園管理者へ声を上げるべきである。

1. 調査概要

●調査方法

- ・あらかじめ選定した公園に調査員が訪れ、掲出されている看板をすべて記録し、集計した。

●調査対象の選定

- ・公園の選定は、小学生自身や未就学児の保護者が日常的に気軽に行ける身近な公園という視点で行った。これは都市公園法でいう街区公園に相当し、標準面積0.25ha (2,500㎡) を超えない公園となる。

※街区公園「もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する」 (http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/)

- ・気軽に行ける身近な公園という生活者視点を基本にして選んだため、種別の異なる公園が混在することになった（規制や禁止強調看板を掲出する管理者は公園の種別により違う）。
- ・地域差を見るために首都圏と関西圏、そして中京圏近くの地方都市の3エリアから、それぞれ100か所を目安に選定した。
- ・調査する公園は、子育てに人気があると言われている住宅地を中心に選定した。

	調査対象 (か所)	公園の種別 (か所)		
		街区公園	児童遊園	その他
首都圏	105	54	41	10
中京圏近隣	93	74	2	17
関西圏	108	103	2	3
合計	306	231	45	30

- ・正確な面積数が取得できる街区公園で比較すると、今回調査した分の街区公園の平均面積と調査対象地域全体の平均面積は大きくかけ離れる部分はなかった。面積だけの比較であるが、調査した公園は特異なものは少なく、実態と大きな偏りはないと考えている。

	街区公園の平均面積 (㎡)	
	今回調査分	調査対象地域全体
首都圏	1,533	1,867
中京圏近隣	2,136	1,515
関西圏	1,223	1,192
合計 (平均)	1,631	1,525

●調査対象の秘匿

- ・本調査の目的は、日本の公園の規制実態を一媒体のできる範囲で調査し、検証していくものである。調査した公園名を公開すると、特定の自治体の公園管理のあり方を批判する議論へと流れていく可能性もある。公園のチカラLABは、公園の利用促進という自治体と共通の目的を持ち、今後も協力関係を作っていきたい立場であるため、調査対象は秘匿する。

2. 禁止の状況 (1) 告知看板

●規制看板の種類

- 以下の告知看板の種類分けは公園のチカラLAB独自のものである。公園の現況と告知事項の内容を精査すると、比較的明確な役割分担があると考えられる。

◆統一マナー看板

- 都市公園法を踏まえた利用マナーの順守を喚起している。看板の内容、仕様・デザインも統一されている。
- ほぼすべての公園に設置されている街もあるが、半分に満たない街もある。

[告知項目 代表例]

- 公園の施設を壊さないこと。
 - ゴミは持ち帰り、施設は汚さないこと
 - 植物をいためないこと
 - 鳥などをとらないこと
 - はり紙、はり札または広告を出さないこと
 - 他の公園利用者や周りの住宅に迷惑をかけないこと
- など



◆補足看板

- 統一看板で告知されている項目の一部を補足・強調して注意喚起している。看板の仕様・デザインも統一されている。
- これも必要に応じて設置されている街と、ほぼすべての公園に設置されている街と別れる。

[告知項目 代表例]

- 犬の糞の持ち帰り、マーキングさせること、リードを付けず放してしまうこと。
 - ゴミのポイ捨てや家庭ごみの持ち込み廃棄
 - 他の利用者へのタバコの受煙への配慮、吸い殻のポイ捨て
 - 迷惑駐車、駐輪
 - 落書き
 - 鳩や猫へのエサやり
- など



◆禁止強調看板

- 公園固有の立地やクレーム対応の状況に応じた項目が命令形などで厳しい口調で示されているもの。
- 看板の仕様・デザイン、告知の文言は統一されておらず、個別の公園に、必要に応じて設置されている。

[告知項目 代表例]

- 野球やサッカー、ゴルフ（練習、ゲーム共に）
 - 自転車やバイクの乗り入れ
 - 花火や爆竹
 - BBQやコンロの使用
 - 早朝や深夜に騒ぐこと
- など



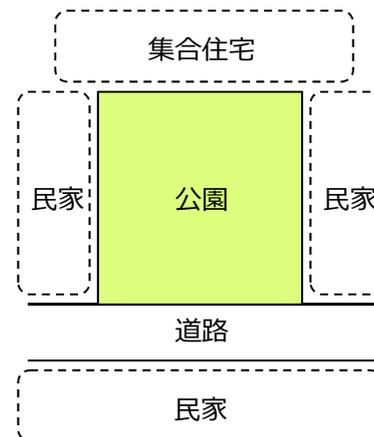
2. 禁止の状況 (2) 立地状況

●公園の立地状況の種類

・以下の公園の立地状況の種類分けは公園のチカラLAB独自のものである。公園が民家などとの程度近接しているかは、苦情が発生して禁止強調看板が掲出されるなどの事情と因果関係が深いと考えられたため、その点を考察するために以下のように分類した。

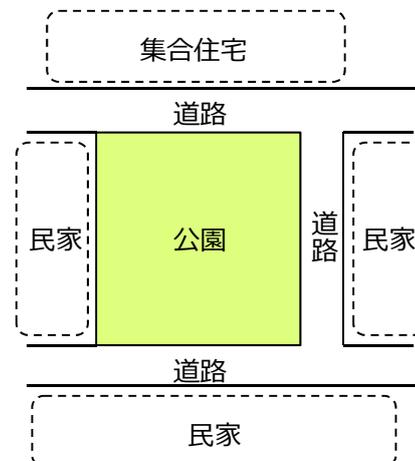
◆隣接型

- ・公園の敷地の、2～3辺が直接民家や集合住宅に隣接している。
- ・面積も300㎡以下。



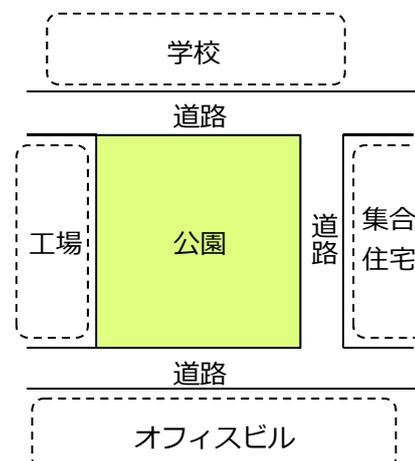
◆準隣接型

- ・公園の敷地の2辺以上が道路に接している。道路をはさんで民家や集合住宅がある。逆に、1～2辺は直接民家に隣接している。
- ・面積は100～500㎡ぐらい。



◆独立型

- ・公園の敷地の3～4辺以上が公道に接している。道路をはさんであるのは、ビルや工場、公共施設である。直接隣接する民家はなく、道路をはさんである民家は1辺以下。
- ・面積は300㎡以上。



2. 禁止の状況 (2) 立地状況

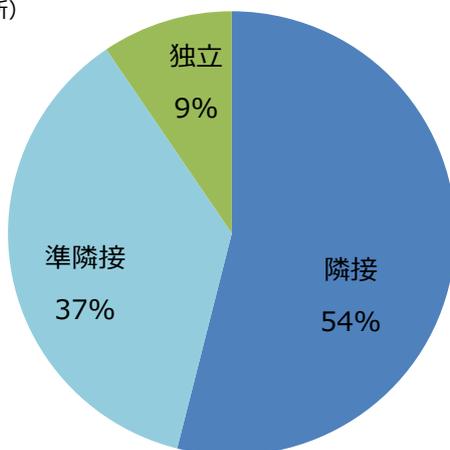
●公園の立地状況の状況

- ・3地域合計で見ると54%が隣接型となり、街区公園や児童遊園などの身近な公園は半数以上が2～3方を民家や集合住宅に囲まれていると言える。
- ・地域差も大きい。住宅密集地である首都圏では67%、同じく関西圏では57%が隣接型が占めており、中京圏近くの地方都市の37%とは大きく違いがある。

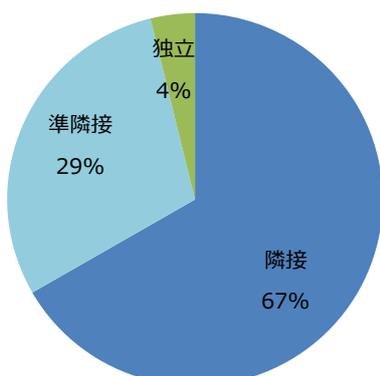
また直接民家や集合住宅と隣接しない独立型は、中京圏近くの地方都市では17%もあるなど、都市計画上の差が出るのはやむを得ないと考えられる。

◆立地状況の割り合い

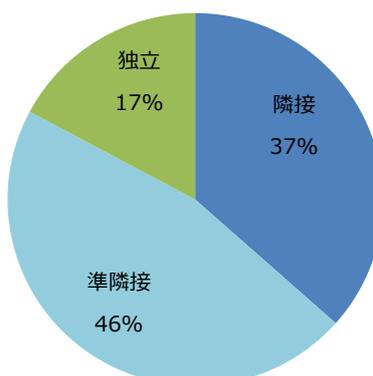
◇3地域 合計
(n=306か所)



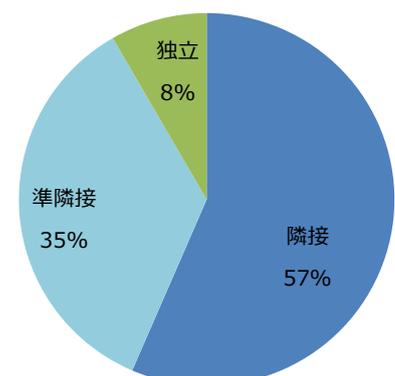
◇首都圏
(n=105か所)



◇中京圏 (地方都市)
(n=93か所)



◇関西圏
(n=108か所)



2. 調査結果（1）野球・サッカー

野球・サッカーができない、は首都・関西圏の問題。 3地域合計30%の公園で苦情が発生している可能性がある。

【全体傾向】

首都圏では100%、関西圏でも62%の公園が統一マナーもしくは禁止強調看板で野球・サッカーが禁止されている。全体では63%となる。

【地域差】

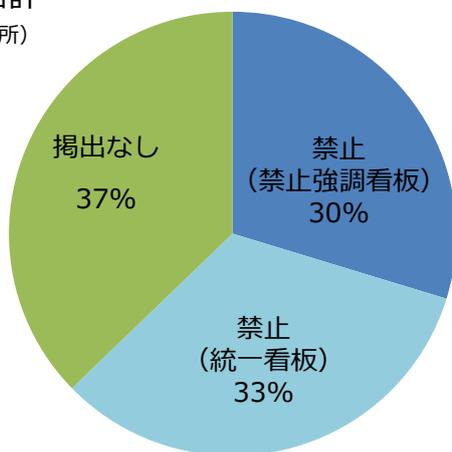
首都圏では100%禁止されているが、中京圏に近い地方都市では78%の公園が禁止されていない。関西圏とも比較しても、この地域差は大きい。また関西圏のみで見られた事象だが、4m以上の防球ネットなどの施設があるにも関わらず禁止されている公園が8か所あった。

【禁止内容】

統一マナー看板での禁止は「禁止」、それに加えて複数の禁止強調看板がある場合は「強調禁止」として分類した。「強調禁止」は近隣住民からの苦情に対応するために掲出されていると考えざるを得ない状況なので、306か所全体で30%（91か所）は苦情対応の必要があったと考えられる。

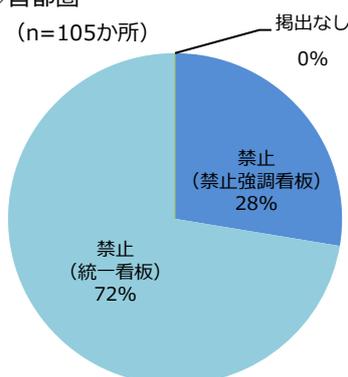
◆野球・サッカーの禁止告知の掲出状況

◇3地域 合計
(n=306か所)

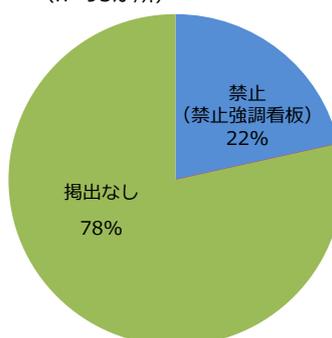


禁止（統一看板）=統一マナー看板での禁止
禁止（禁止強調看板）=統一マナー看板+禁止強調看板での禁止

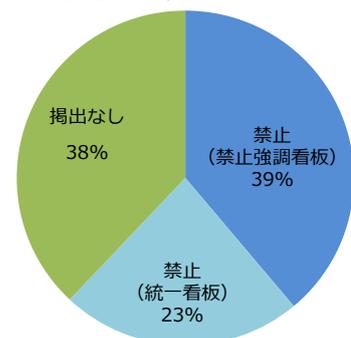
◇首都圏
(n=105か所)



◇中京圏（地方都市）
(n=93か所)



◇関西圏
(n=108か所)



2. 調査結果（1）野球・サッカー

公園周辺の立地状況と禁止強調看板の一定の因果関係はある。他の公園利用者の迷惑に配慮したものも見受けられる。

【全体傾向／地域差】

苦情が発生して対応したと推察される禁止強調看板が掲出された公園91カ所の内、ボールが飛び込んだり、建物や壁にあたるなどの物理的な被害が出そうな隣接型が3地域合計で59%あった。突出している訳ではないが、やはり一定の因果関係はあると考えられる。

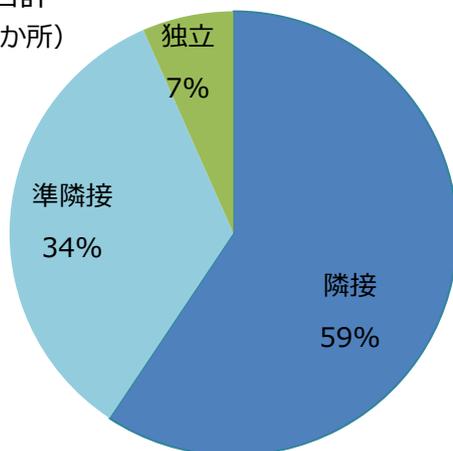
しかし、野球・サッカーをする時の歓声や掛け声などを「騒音」と訴えられて苦情対応したケースは看板の掲出状況や内容から推察することは不可能である。

【独立型での禁止】

数は6カ所と極めて少ないが、物理的被害や「騒音」の懸念がない独立型でも禁止を強調した看板が掲出されている。これらの公園内には幼児向け遊具や休憩施設が設けられており、恐らく他の利用者の迷惑になるという解釈で行われた措置だと考えられる。

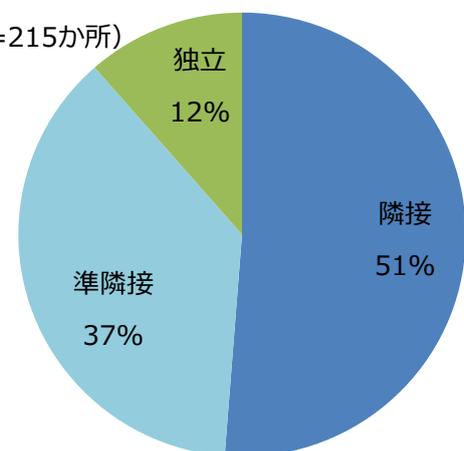
◆禁止を強調したり、複数の看板が出ている公園の立地状況

◇3地域 合計
(n=91カ所)

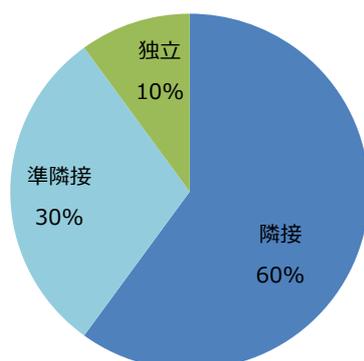


◆禁止の看板がない、統一看板で禁止しているだけの公園の立地状況

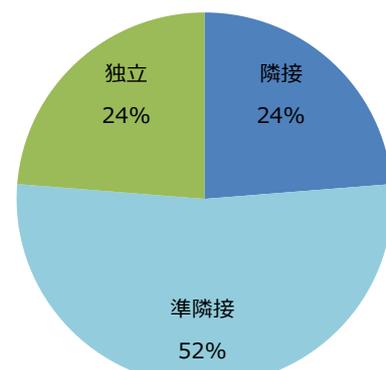
(n=215カ所)



◇中京圏（地方都市）
(n=20カ所)



(n=73カ所)



2. 調査結果（1）野球・サッカー

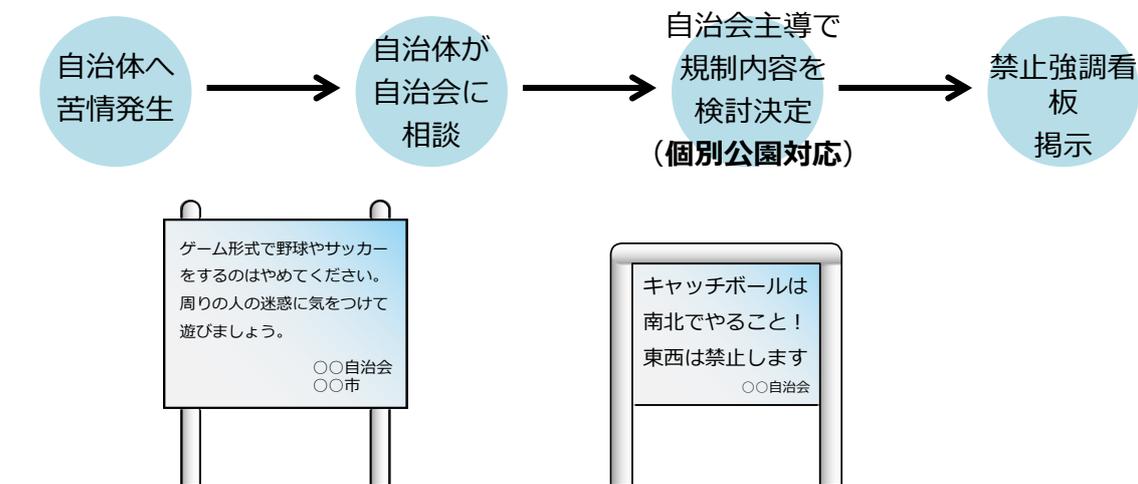
禁止強調看板が掲出されるプロセスに違いあり。 コミュニティが失われていると画一的な禁止になりがち。

首都圏や関西圏と、中京圏近くの地方都市の禁止強調看板の掲出主体と、禁止内容や文言のニュアンスに違いがある。

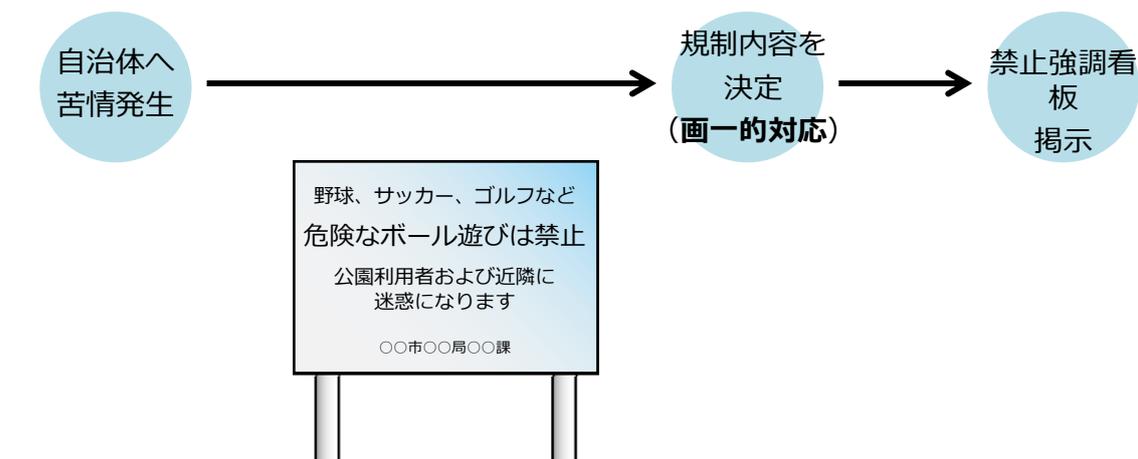
地方都市では自治会のみ、もしくは自治体と自治会の連名で禁止強調看板が掲出されており、内容も「南北のキャッチボールは禁止。東西の方向でやること」、「ゲーム形式の野球やサッカーは禁止」、「ボールを強く投げることは禁止」など、子どもの遊びに一定の配慮が見られる。これは自治会というコミュニティが機能しており、地域の事情に合ったり、自らの責任やコンセンサスの取れる範囲で禁止事項を決めることができるからだと考えられる。

首都圏や関西圏では自治体のみの表記がほとんどで、公園周辺の住民から苦情があった場合でも相談できるコミュニティがないので、苦情対応のみに終始せざるを得ない状況が考察できる。

●中京圏近くの地方都市：自治会単体もしくは自治体・自治会の連名表記



●首都圏や関西圏：自治体のみの表記



2. 調査結果（2）自転車

首都圏では52%が自転車の乗り入れを禁止している

【全体傾向】

3地域合計では27%が自転車の乗り入れを禁止している。

【地域差】

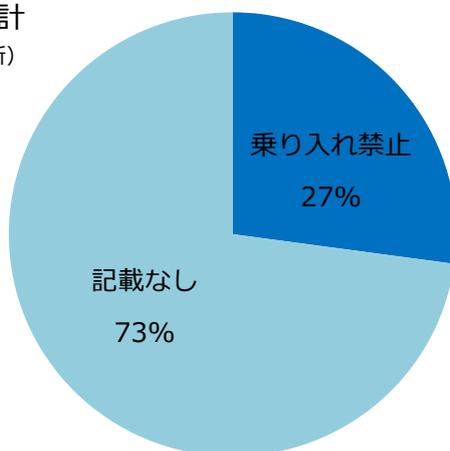
首都圏では52%、関西圏では24%が自転車の乗り入れを禁止しているが、中京圏に近い地方都市ではわずか2%となっており、地域差は大きい。

【禁止内容】

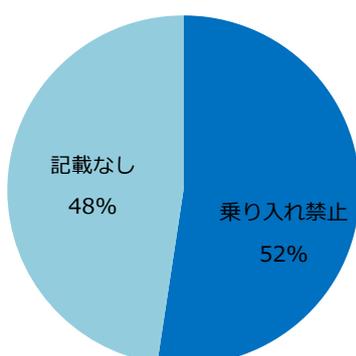
乗り入れ禁止の看板の内容を見ると一切の例外は認められていない。野球・サッカーでは「4才以下のボール遊びは可」など条件付き禁止があるが、例えば自転車の練習なども認められていないようである。自転車は道路交通法上「軽車両」となっているために、事故が起きた時も軽傷で済まないこともあるため、例外がないと考えられる。

◆自転車乗り入れの禁止告知の掲出状況

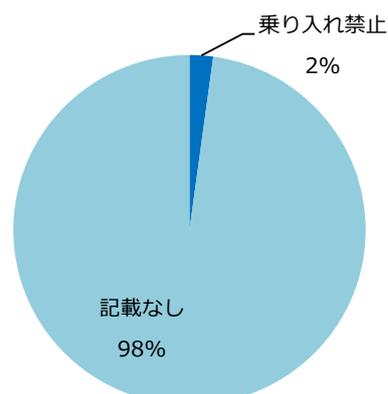
◇3地域 合計
(n=306か所)



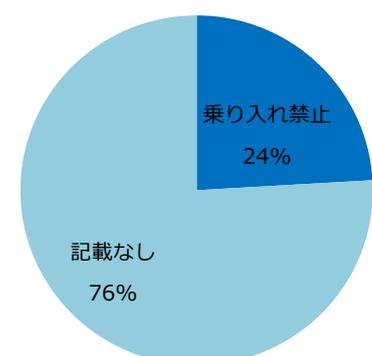
◇首都圏
(n=105か所)



◇中京圏（地方都市）
(n=93か所)



◇関西圏
(n=108か所)



2. 調査結果（3）花火・爆竹・たき火・BBQ

騒音とゴミ問題で花火・爆竹は15%で禁止されている

【全体傾向】

3地域の合計では、44%の公園で何らかの火気使用が禁じられている。

【地域差】

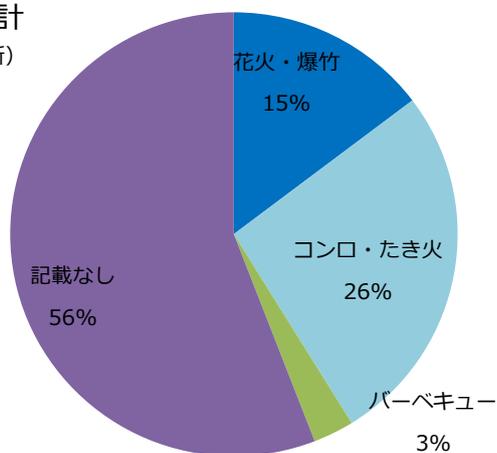
首都圏と中京圏近くの地方都市ではそれぞれ45%と46%と何らかの火気使用が禁じられているが、関西圏は26%となる。

【禁止内容】

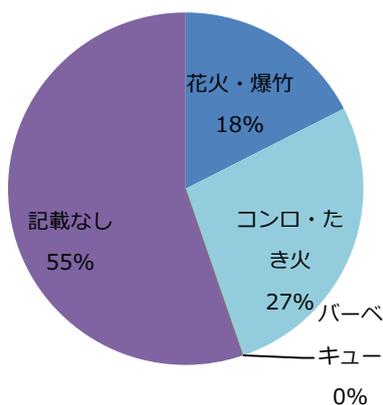
都市公園法施行令では第18条第3号で「公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること」が禁止されている。公園管理者とは自治体もしくは自治体が指定した管理者となる。花火・爆竹の禁止に関しては、周辺住民への騒音と後片付けの不備の両点から禁止されていることが禁止強調看板からうかがえた。

◆火気の使用や関連する行為の禁止

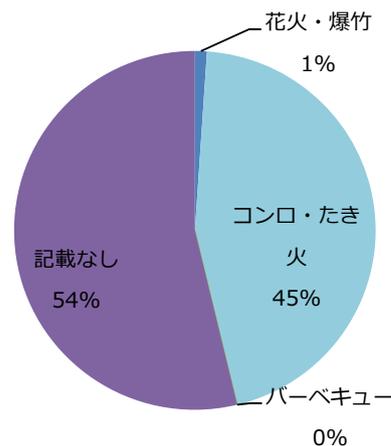
◇3地域 合計
(n=306か所)



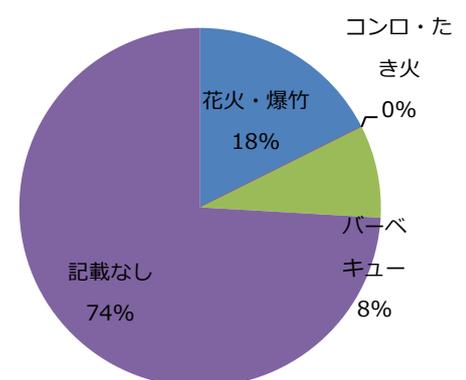
◇首都圏
(n=105か所)



◇中京圏（地方都市）
(n=93か所)



◇関西圏
(n=108か所)



2. 調査結果（4）早朝・深夜利用

割合は17%だが苦情と直結する早朝・深夜利用。

【全体傾向】

6%が禁止、利用の配慮を促す注意喚起が11%となり、合計17%の公園で早朝・深夜利用の自粛が求められている。

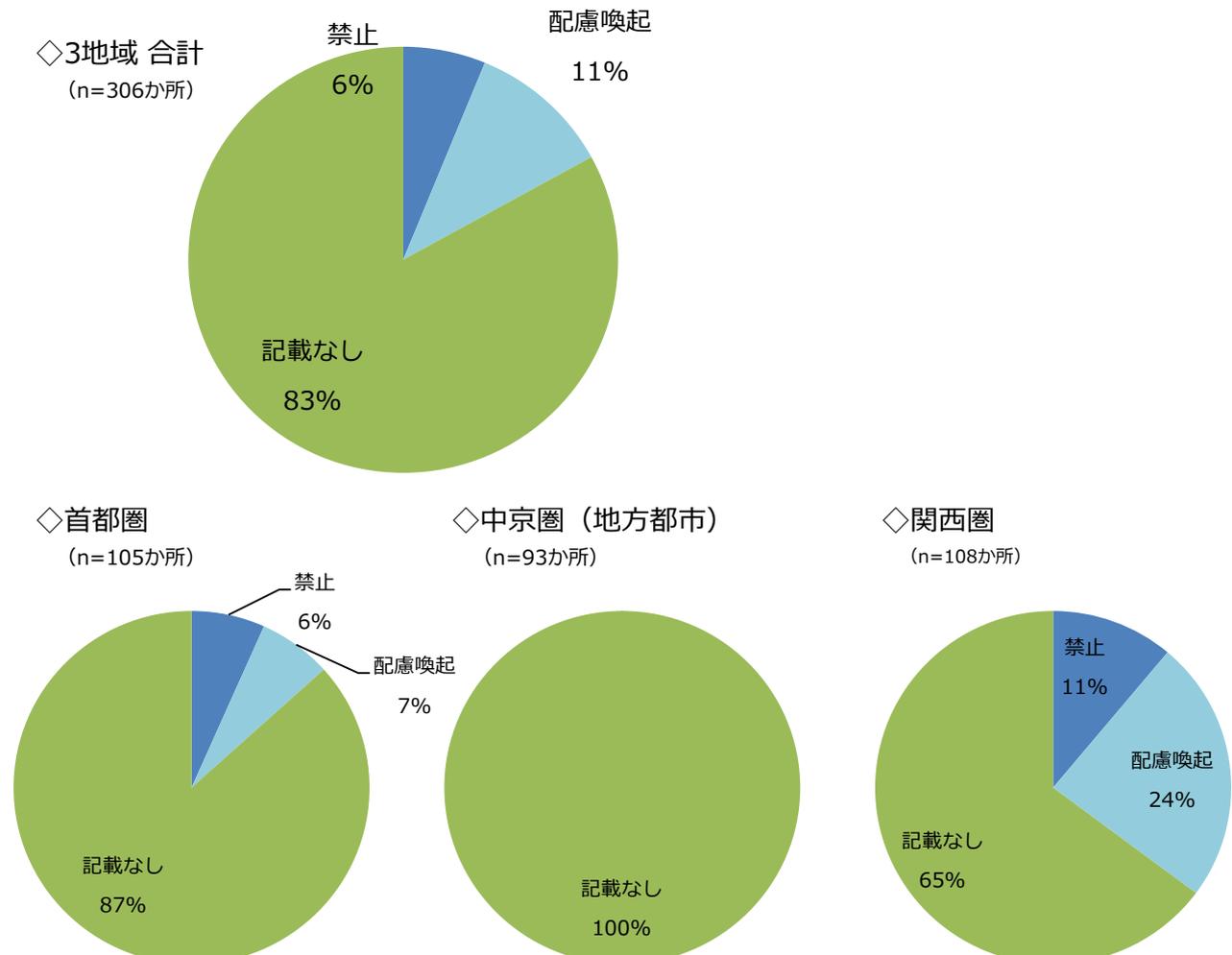
【地域差】

中京圏近くの地方都市では0%であることから、住宅の密集度合いや公園の立地環境、生活時間帯の違いなどとの因果関係があると考えられる。

【禁止内容】

「深夜」については21時や22時以降と具体的に記されている場合があるが、「早朝」の時間帯を明記したものはなかった。いずれも公園の利用を禁止するという文言ではなく、「騒ぐ」ことへの禁止や配慮喚起になっている。

◆早朝・深夜利用への警告



2. 調査結果（5）犬の散歩など

割合は17%だが苦情と直結する早朝・深夜利用。

【全体傾向】

26%が犬の立入そのものを禁止している。またリードをつけずに放し飼いすることと、糞をさせたらそのままに放置することの禁止がセットになっており、これが54%を占めている。

【地域差】

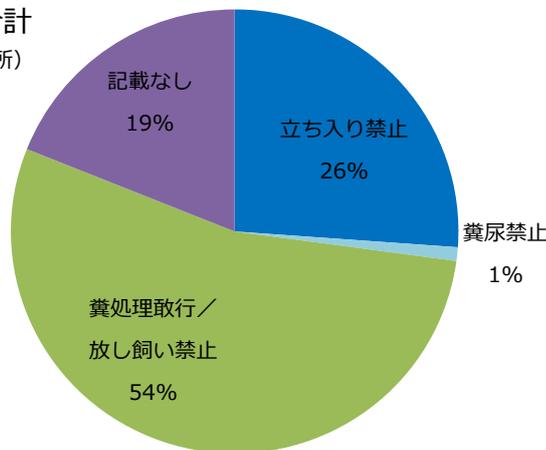
地域差は大きい。首都圏では51%、関西圏でも24%で犬を立ち入り禁止にしている。中京圏の地方としてでは、そこまでの禁止はない。

【禁止内容】

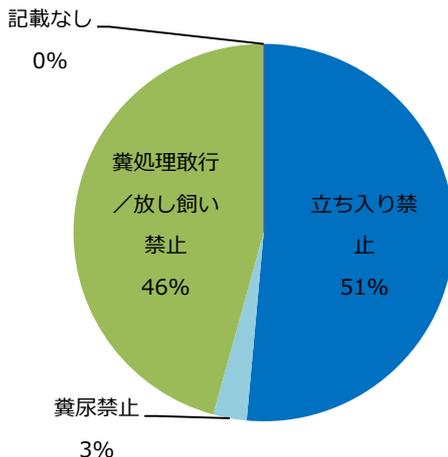
他の利用者への迷惑を考えた自治体や自治会からの禁止看板と、衛生面に配慮した保健所からの禁止看板と2種類あり、混在している場合もある。

◆犬の散歩に関わる禁止・警告

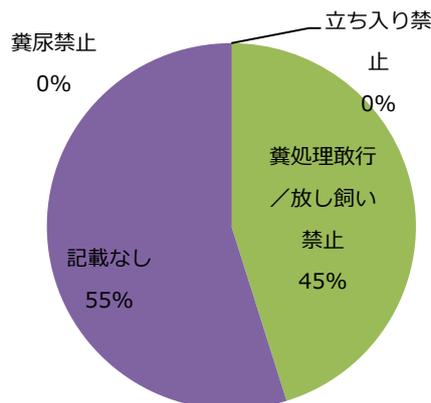
◇3地域 合計
(n=306か所)



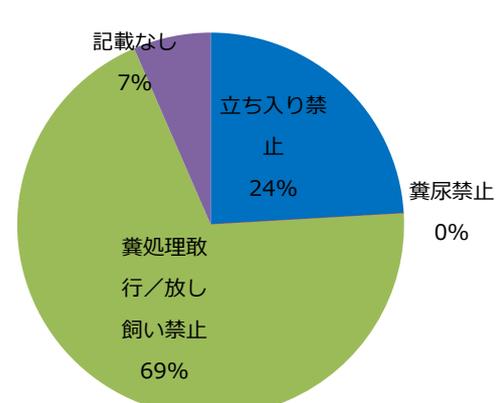
◇首都圏
(n=105か所)



◇中京圏（地方都市）
(n=93か所)



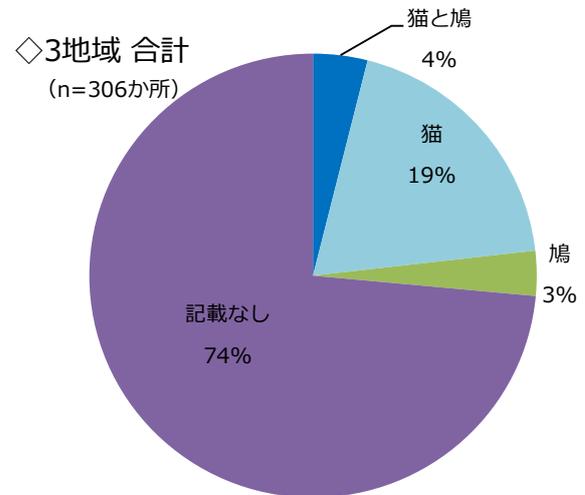
◇関西圏
(n=108か所)



2. 調査結果（6）その他

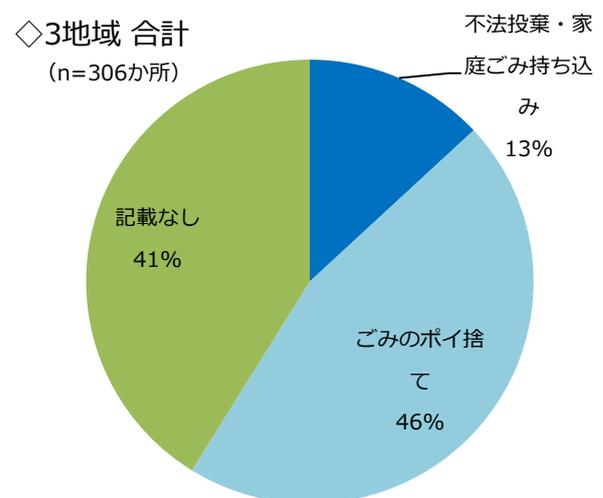
◆猫や鳩へのエサやり

合計26%で鳩もしくは猫のエサやりを禁止している。鳩は“糞害”、猫は居ついてしまい近隣住民にさまざまな迷惑を及ぼすことが理由として書かれている。



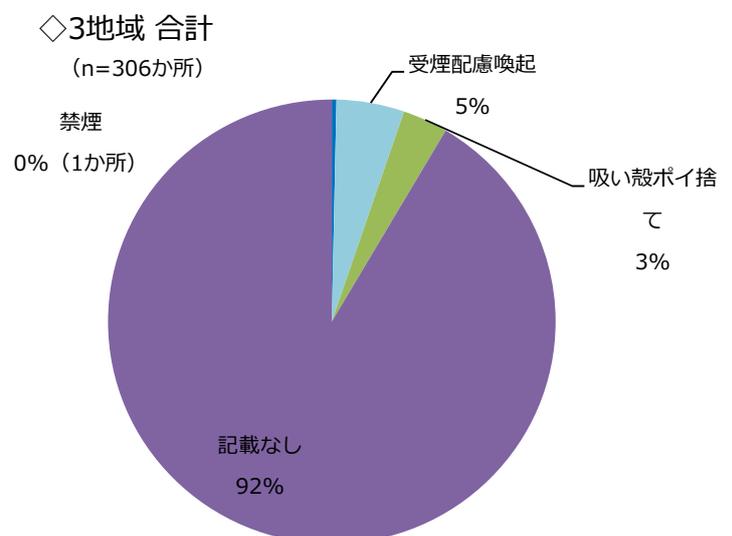
◆ごみの投棄に関すること

46%を占めるごみのポイ捨て禁止はマナーレベルのものだが、不法投棄など明らかに犯罪になるものを指した禁止も13%見られた。



◆喫煙に関すること

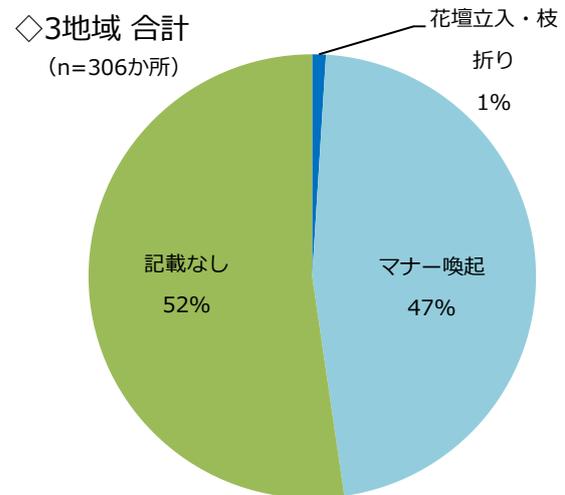
禁煙の看板が出ていたのは306か所の内、1か所のみである。受煙や吸い殻のポイ捨てのようなマナーレベルのものは合計8%見られたが、ほとんどの公園では記載はなかった。



2. 調査結果（6）その他

◆木や花に関すること

47%が公園の木や花を大切にしましょうというマナー喚起レベルの禁止であるが、1%（3か所）で花壇への立入や枝を折ることへの禁止を記した看板があった。



———《これ以降は件数が少ないため、%ではなく件数で記す》———

◆トイレ建屋や道具入れの箱などの上に登ること

子どもの自由な発想による遊びの末のことだと想像できるが、施設は丈夫なので破損を防止するというより、ケガの防止が目的だと考えられる。

(か所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
7	4	4	15

◆騒ぐこと

早朝や夜間などの時間帯は指定せず、子どもの遊びなど利用すれば必ず起きうる歓声や会話などを含めて騒ぐことを禁止する看板が首都圏で5か所見られた。

(か所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
5	0	0	5

◆魚の放流・捕獲

池のある公園で、外来種などの放流や捕獲を禁じる看板が4か所で見られた。

(か所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
2	1	1	4

2. 調査結果（6）その他

◆迷惑駐車

公園利用者とは限らないが、公園周辺での駐車を禁止する看板が9か所で見られた。

(カ所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
1	3	5	9

◆蛇口の盗難

公園の施設である水道の蛇口を持ち去ることを禁止する看板が首都圏で2か所見られた。

(カ所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
0	2	0	2

◆木登り

(カ所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
0	1	0	1

◆スケートボード

(カ所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
0	1	1	2

◆ゴルフ・パター

(カ所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
0	0	6	6

◆テニス

(カ所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
0	1	0	1

◆投石・落書き

(カ所)

首都圏	中京圏（地方都市）	関西圏	総合計
0	0	3	3

3. 禁止に関わる考察 (1) 各利用者ごとの便益

近隣住民以外で禁止を望むのは、学齢前と高齢者。 不利益を被るのは小中学校生。

・公園を利用する各利用者層別に、今回の調査で報告されたような禁止事項がどのような形で問題になるか考察してみた。

各利用者の区分けは、国土交通省が行った「平成26年度 都市公園利用実態調査」で採用されたものに準じている。

	学齢前	小学校下級	小学校上級	中高校生	大人	高齢者
野球・サッカーの禁止	○	×	×	×	---	○
自転車の乗り入れ禁止	○	×	---	---	---	○
火気などの使用の禁止	△	△	△	×	×	△
早朝・深夜の利用禁止	---	---	---	---	×	---

【学齢前】

乳幼児を遊ばせる保護者にとって、小学生のボール遊びや自転車乗り入れは脅威である。これがないだけで、安心して遊ばせることができるだろう。

【小学校下級】

この年齢は子ども同士で遊び始めるが、野球・サッカーの練習、自転車の練習に関しては、子ども同士だけでなく、保護者と練習したい場合にも機会が失われている。

【小学校上級】

子どものコミュニティの中で遊ぶので、野球・サッカーの禁止は運動やコミュニケーションを育てる重要な機会のひとつが失われている。

【中高校生】

遊びではなく、スポーツとしての野球・サッカーが禁じられることになる。不便ではあるが、自らできる場所を探し、移動することができる。花火などの禁止は遊びとして不便を感じるだろう。

【大人（19～64歳）】

子どもと花火をしたい時やバーベキューなどができないのは不便を感じる層もいる可能性はある。若者層では公園が交流の場になっている場合は不便を感じる層もいるだろう。

【高齢者（65歳以上）】

回避運動の能力が低下している高齢者にとって、野球・サッカーや自転車乗り入れは脅威だろう。花見などの限られた機会に火気の利用に不便を感じる層もいる可能性はある。

3. 禁止に関わる考察 (2) 課題解決の方向性 (事例)

1. 協議会設置～ローカルルールづくり

一律禁止をするのではなくローカルルールづくりを行って弾力的に公園を運営管理する。

協議会の設置

国土交通省
【機密性2】

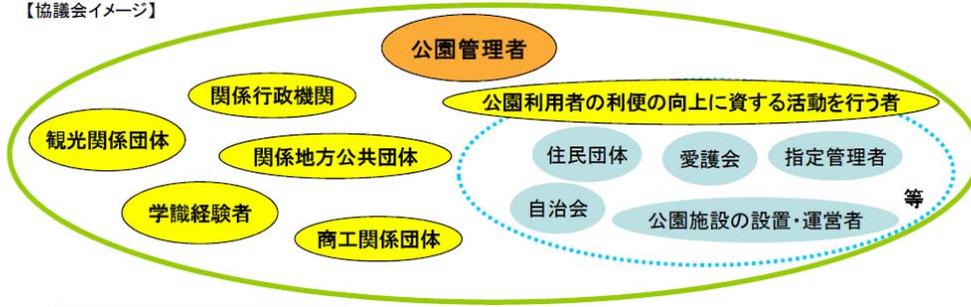
問題意識

- 立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないか
- ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないか

協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

36

出典：都市公園法改正のポイント／国土交通省都市局公園緑地・景観課／2017年6月発表
<http://www.mlit.go.jp/common/001197445.pdf>

3. 禁止に関わる考察 (2) 課題解決の方向性 (事例)

2. ボール遊びができる公園・試行事業など

東京都千代田区ではボール遊びができる公園が6か所設定している。時間帯は限定され、プレーリーダーがおり、遊びの手伝いや道具の貸し出しをしている。

●ボール遊びをしよう (子どもの遊び場事業)

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kosodate/kyoikukatsudo/asobibajigyo.html>

水分
のどが乾いていなくても、こまめに水分をとりましょう。外で遊ぶ際には、水筒などを持ち歩くようにしましょう。

服装
涼しい服装をすることが、外で遊ぶ時には鞋子をかかふるようにしましょう。通気性や吸水性にすぐれた生地の手がおすすめです。

熱中症を予防しよう!
夏の外遊びであなたをまもる～5つのポイント～

休憩
暑さや白ざしにさらされる場所で長時間遊ぼうとするのは危険です。白かや涼しい場所で適度に休憩しましょう。

塩分
たくさん汗をかくと、体の塩分がかわってしまいます。毎日の食事や外遊びでの塩分補給に気を配りましょう。

声かけ
気がつかないうちに熱中症になってしまふことがあります。年齢が異なる前にお互様どうして声をかけ合いましょう。

みんなであそびをしよう

★申込不要・直接現地へ!! 道具の貸し出しもありません!!
★おんが自由に安心してあそべるように、お手伝いいたします!! 見守ってくれるプレーリーダーがいます!!

※雨が降り、熱中症の危険性が高い日は中止です。
※小学生と小学生になる前の子どもが来れます。

お知らせ
子どもの遊び場がちょっと変わります!!
暑い日に外で遊んで、熱中症にならないように、子どもの遊び場の時間帯が一部変わります。夏は熱中症と食をつなげながら遊びましょう!

【その1】
熱中症の危険性が高い日は中止します!
運動をすると熱中症になる危険がある暑い日は、子どもの遊び場は中止します。
※公園では遊べますが、プレーリーダーはいません。
※当日の中止は、ツイッターでお知らせします。

【その2】
7月から旧水田町小学校の時間が変わります!
【旧時】 午後2時～4時 → 【7月から】 午前10時～12時
※7月以降もずっと「午前10時～12時」です。

【その3】
8月のらじこどもひろばの時間が変わります!
熱中症になりやすい8月だけは、らじこどもひろばが
あいている時間が変わります。
【午前9時～10時 と 午後4時～5時】
8月以外は、これまでどおり午前10時～午後5時まであいています。

千葉県船橋市では一定の期間、時間を決めてボール遊びができる公園を数か所設定して施行した。
見守り約2名を配置した。

●船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会

<http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/jouhoukoukai/004/02/0132/index.html>



3. 禁止に関わる考察 (2) 課題解決の方向性 (事例)

この他、以下のような自治体でボール遊びを一部の公園で条件付きで解禁し、ホームページで公開しているところがある。

- 東京都中央区「キャッチボール場」

<http://www.city.chuo.lg.jp/sisetugaido/koento/catchball/index.html>

- 東京都八王子市「公園内でボール遊びをしたい」

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisetsu/109/p011997.html>

- 愛媛県松山市「公園でのボール遊び」

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/koen/riyou-iji/bo-ruasobi.html>

- 大阪府大阪市「ボール遊びができる公園の整備について」

<http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000408682.html>

お知らせ

報道関係者の皆さまへ

本調査レポートの内容の転載にあたりましては「公園のチカラLAB調べ」と付記の上、ご使用いただきますようお願いいたします。

本調査レポートに関するお問い合わせ窓口

公園のチカラLAB編集室

運営会社：株式会社キャップスアソシエーション 光岡（ミツオカ）、左納（サノウ）

電話：03-5770-1758 FAX：03-5770-1748 メール：info@caps-inc.jp

運営会社概要

会社名：株式会社キャップスアソシエーション

CAPS ASSOCIATION, INC.

設立：昭和61年（1986年）1月21日

代表者：若山聖亮

本社：東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-12

業務内容：ブランドおよびコミュニケーション戦略・制作・実施

Webサイト：<https://www.caps-association.co.jp/>

公園のチカラLAB 特別アドバイザー

荻須 隆雄 氏（東京学芸大学大学院教育学研究科修士課程修了）

主な職歴…旧厚生省児童家庭局育成課主査（厚生技官）、埼玉県立大学保健医療福祉学部教授等を経て、2013年3月まで玉川大学教育学部教授。博士（学術）

主な委員…国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（解説版）」検討委員、同改定委員会委員、同〔第2版〕改定委員会委員

主な著書…『遊び場の安全ハンドブック』（共著 玉川大学出版部 2004、こども環境学会：第1回こども環境論文賞受賞<2006年4月>）、『保育所における事故防止・安全保育』（共著 日本保育協会 2003）など